

○大野市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則

令和3年3月25日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、大野市立学校体育施設の開放に関する条例（平成17年条例第22号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、学校体育施設の開放について必要な事項を定めるものとする。

(開放学校)

第2条 学校体育施設を開放する学校は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大野市有終西小学校
- (2) 大野市有終南小学校
- (3) 大野市有終東小学校
- (4) 大野市小山小学校
- (5) 大野市下庄小学校
- (6) 大野市上庄小学校
- (7) 大野市阪谷小学校
- (8) 大野市富田小学校
- (9) 大野市和泉小学校
- (10) 大野市開成中学校
- (11) 大野市陽明中学校

(開放日時)

第3条 学校体育施設の開放日時は、別表のとおり（12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用許可)

第4条 条例第4条第1項の規定により学校体育施設の利用の許可を受けようとするものは大野市立学校体育施設利用許可申請書（様式第1号）を、同項の規定により許可の内容を変更しその許可を受けようとするものは大野市立学校体育施設利用変更許可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大野市立学校体育施設利用許可書（様式第3号）又は大野市立学校体育施設

設利用変更許可書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

（利用者の遵守すべき事項）

第5条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用の許可を受けた学校体育施設以外に立ち入らないこと。

(2) 許可を受けずに学校体育施設内において寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の掲示、写真の撮影、録音等を行わないこと。

(3) 許可を受けずに備え付けた備品等を移動しないこと。

（入場の禁止等）

第6条 市長は、学校体育施設内の秩序を乱し、若しくは他の入場者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれのあるものの入場を禁止し、又はそのものの退場を命ずることができる。

（損傷の届出等）

第7条 学校体育施設等を損傷し、又は滅失したものは、速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

（管理上の立入り）

第8条 市長は、学校体育施設の管理上必要があると認めるときは、学校体育施設等の維持のため利用されている施設に関係職員を立ち入らせることができる。

（利用終了の報告）

第9条 利用者は、学校体育施設等の利用を終えたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（原状回復の点検）

第10条 利用者は、条例第12条の規定により原状に回復したときは、市長の点検を受けなければならない。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、廃止前の大野市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則（平成17年教委規則第12号）に規定する様式による用紙で、現に残存す

るものは、当分の間所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 4 年規則第 2 0 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年規則第 2 2 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

施設	開放する日	開放する時間
体育館	学校教育法施行規則（昭和 2 2 年文部省令第 1 1 号）第 6 1 条に規定する休業日（以下この表において「学校の休業日」という。）	午前 8 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで
	学校の休業日以外の日	午後 4 時から午後 9 時 3 0 分まで
運動場	学校の休業日	午前 8 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで
	学校の休業日以外の日	午後 4 時から午後 9 時 3 0 分まで
有終西小学校プール	6 月 1 日から 9 月 3 0 日までの期間の学校の休業日	午後 1 時から午後 9 時まで
	6 月 1 日から 9 月 3 0 日までの期間の学校の休業日以外の日	午後 6 時から午後 9 時まで
有終西小学校プール（軽スポーツ室）	1 0 月 1 日から翌年の 5 月 3 1 日まで	午前 8 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで

備考 運動場照明設備を利用できる期間は、4 月 1 日から 1 0 月 3 1 日までとする。

様式第1号（第4条関係）

大野市立学校体育施設利用許可申請書

年 月 日

大野市長

様

申請者 住所  
団体名  
代表者  
電話

次のとおり大野市立学校体育施設を利用したいので申請します。

利用学校	大野市 学校		
利用期日	月 日 ( / / / / / / / / )		
利用時間	午前・後 時 分～午前・後 時 分		
利用者数	人		
利用場所	1 体育館（全面・片面）		
	2 運動場（全面・片面）		
運動場照明設備利用の有無	有 ・ 無		
利用設備及び器具の種類並びに数量			
入場料の有・無	有	1人当たり 円	無
利用者の行う特別の設備			
利用責任者氏名			電話
			緊急連絡先
※ 利用の条件			
※ 使用料	施設使用料		円
	その他使用料		円
	合計		円

○使用料の減免を申請される方は、下記減免申請書を記入してください。

大野市立学校体育施設使用料減免申請書

大野市立公共施設使用料減免規則第5条の規定に基づき、使用料の減免を申請します。

減免申請の理由	免除	1 大野市等が主催する行事等に使用するとき。	
		2 市等の委員会又は附属機関が主催する行事等に使用するとき。	
		3 市等が共催又は委託する行事等に使用するとき。	
		4 大野市公共施設使用料減免要綱別表第1に規定された団体が使用するとき。	
減額	1 大野市公共施設使用料減免要綱別表第2に規定された団体が使用するとき		
※減免申請金額	円	※納入金額	円

ただし、照明設備の使用料は、大野市公共施設使用料減免規則第2条第2項及び第3条の減免に関する規定は適用しません。

備考 ※印の箇所は、記入しないでください。

様式第2号（第4条関係）

大野市立学校体育施設利用変更許可申請書

年 月 日

大野市長 様

申請者 住 所  
団体名  
代表者  
電 話

年 月 日付けで許可のあった大野市立学校体育施設利用について、  
次のとおり一部変更したいので申請します。

変更前	変更後

○変更する事項についてのみ記入すること。

様式第3号（第4条関係）

大野市立学校体育施設利用許可書

年 月 日

申請者 住所  
 団体名  
 代表者  
 電話

年 月 日付けで申請のあった大野市立学校体育施設の利用について、次のとおり許可します。

利用学校	大野市 学校		
利用期日	月 日 ( / / / / / / / / )		
利用時間	午前・後 時 分～午前・後 時 分		
利用者数	人		
利用場所	1 体育館（全面・片面）		
	2 運動場（全面・片面）		
運動場照明設備利用の有無	有 ・ 無		
利用設備及び器具の種類並びに数量			
入場料の有・無	有	1人当たり 円	無
利用者の行う特別の設備			
利用責任者氏名		電話	
		緊急連絡先	
※ 利用の条件			
※ 使用料	施設使用料		円
	その他使用料		円
	合計		円

大野市立学校体育施設使用料減免通知書

大野市立学校体育施設の使用料については、下記のとおり減免します。

減免申請の理由	免除	1 大野市等が主催する行事等に使用するとき	
		2 市等の委員会又は附属機関が主催する行事等に使用するとき	
		3 市等が共催又は委託する行事等に使用するとき	
		4 大野市公共施設使用料減免要綱別表第1に規定された団体が使用するとき	
	減額	1 大野市公共施設使用料減免要綱別表第2に規定された団体が使用するとき	
※減免申請金額	円	※納入金額	円

年 月 日

大野市長

様式第4号（第4条関係）

大野市立学校体育施設利用変更許可書

年 月 日

団体名

代表者

様

大野市長

年 月 日付けで申請のあった大野市立学校体育施設利用変更について、次のとおり許可します。

変更前	変更後

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

様式第 4 号 (第 4 条関係)